

## 大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため設置する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の運営事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を、円滑に事業が実施できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(名称)

第3条 支援センターの名称は、「大口町地域包括支援センター」とする。

(利用者)

第4条 支援センターを利用できる者は、町内に住所を有するおおむね65歳以上の者のうち次条に掲げる事業を必要とするもの及びその家族等とする。

(実施する事業)

第5条 支援センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 地域支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号ニ）
- イ 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ウ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

(2) 多職種協働による地域包括支援事業

(3) 介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

(4) その他支援センターの業務として町が必要と認める事業

(費用の負担)

第6条 支援センターの利用料金は、無料とする。ただし、第5条に定める事業を実施するに当たり原材料等の実費を利用者が負担することが相当と認められる場合は、支援センターにおいて実費相当額を徴収できるものとする。

(事業の運営)

第7条 支援センターは、第5条に規定する事業の実施に当たり、町長が定める大口町地域包括支援センター運営方針により年間事業計画を定め、運営を円滑で効率的に実施するものとする。

2 支援センターは、町民の利用度の高い時間帯に対応できる運営体制に配慮し、緊急対応が必要とされる事案に対応できるよう、原則として終日対応が可能な体制等を整備しなければならない。

(管理者)

第8条 事業運営全般の管理を行う者として、管理者を設置する。ただし、管理者は、次条の規定に基づき配置された者を兼ねることができるものとする。

(職員の配置)

第9条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第2号により、支援センターに次に掲げる職種及び人数の専従職員を配置する。

(1) 保健師又は地域ケアマネジメントや地域保健業務等の経験がある看護師 1人以上

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人以上

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人以上

2 必要に応じて、その他の職員を加えて置くことができる。

(職員の責務)

第10条 支援センターの職員（以下「センター職員」という。）は、利用者の人権を尊重した対応に努めなければならない。

2 センター職員は、法第115条の4第8項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定を遵守し、業務上知り得た利用者の

個人情報の保護に万全を期さなければならない。

3 センター職員は、利用者の安全確保に努めなければならない。

(活動状況報告)

第11条 管理者は、毎月の活動状況について翌月の10日までに町長に報告しなければならない。

(運営に関する協議及び報告)

第12条 支援センターの運営方針の検討、事業実施上の諸問題等については、大口町高齢者サービス調整会議設置条例（平成26年大口町告示第37号）で規定する大口町高齢者サービス調整会議で協議をするものとする。

(事業の委託)

第13条 第2条の規定により事業の委託を受けた法人等（以下「事業受託者」という。）は、地域包括支援センター設置届出書（様式第1。以下「届出書」という。）により、町長に法第115条の46第3項の規定による届出をしなければならない。

2 事業受託者は、前項の規定により届け出た内容について変更が生じた場合は、変更届出書（様式第2）により町長に届出をしなければならない。

3 第1項の届出をした事業受託者は、大口町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年大口町規則第7号）第2条第1項の規定により、町長に指定介護予防支援事業所の指定に係る申請をしなければならない。

4 事業受託者は、支援センター以外に相談窓口を設置することができる。この場合において、事業受託者は、届出書により町長に相談窓口の設置の届出をしなければならない。

(運営に係わる措置)

第14条 事業受託者は、支援センターの運営について、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町へ報告し、適切な対応をするとともに改善を図らなければならない。

(1) 業務について継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

(2) 受託した業務内容等について苦情が生じたとき。

(3) 第9条に定める人員の配置が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

(4) その他運営に支障が生じる事項が生じたとき。

2 町は、前項の報告を受けた場合又は同項各号に掲げる事実を把握した場合は、事業受託者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援センターの業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 前項の規定による改善勧告を行った結果、支援センターが定められた期間内に改善できなかったとき。

(2) 災害その他の不可抗力による事由により、業務の継続が困難となったとき。

(3) その他客観的事実により、業務を停止することが相当と判断されたとき。

4 前項の規定により業務の全部又は一部が停止された場合、事業受託者は、支援センターに係る業務委託料の全部又は一部を返還するものとし、事業受託者の責めに帰すべき事由による場合は、事業受託者は、町に生じた損害を賠償するものとする。

(職務遂行能力の向上)

第15条 管理者は、センター職員に対して各事業の重要性を十分に自覚させ、事業の遂行に必要とされる技術等を高めるため、各種研修会等に積極的に参加させるなど、職員の職務遂行能力の向上に努めるものとする。

2 事業受託者は、前項の目的が達せられるよう、協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 管理者は、利用者が支援センター利用の際に事故が発生したときには、速やかに利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業受託者は、前項の事故の状況及び事故に際し取った措置について記録するとともに、町長に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第24号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 大口町地域包括支援センター設置及び運営に関する要綱（平成18年大口町告示第43号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第35号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第37号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日 大口町告示第114号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第9条関係）

地域包括支援センター設置届出書

年 月 日

大口町長 様

所在地  
届出者  
名称

㊟

次のとおり、介護保険法第115条の46第3項に規定する地域包括支援センターの設置について、関係書類を添えて届出します。

		事業所所在地		大口町番号		
届出者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別			法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・生年月日	職名		フリガナ		生年月日
				氏名		
代表者の住所	(郵便番号 — )					
地域包括支援センターの所在地	(郵便番号 — )					
地域包括支援センター設置の予定年月日				年	月	日

備考

- 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄、届出者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 届出書と併せて付表を提出してください。

付表

地域包括支援センターの届出に係る記載事項

地域包括支援センター	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 - )						
	連絡先	電話番号			FAX 番号			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第	条第	項第	号
管理者	氏名				住所			
	生年月日							
	職種等							
職員の職種・員数(人)	保健師		社会福祉士		主任介護支援 専門員		その他の職員 (事務職員等)	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
営業日								
営業時間								
添付書類		1 届出者の定款、寄附行為等及びその登録事項証明書 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 3 事業所の平面図等 4 経歴書 5 その他必要書類						

様式第2（第9条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

大口町長 様

所在地  
届出者  
名 称

㊟

次のとおり届出事項を変更しましたので届出します。

変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容
1	法人の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	法人の所在地	
4	代表者の氏名、生年月日及び住所	
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
6	事業所の建物の構造	(変更後)
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴	
8	職員の職種及び員数	
9	職員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。